

(令和3年11月25日提出)

令和3年11月議会臨時会議案

新 潟 市

令和3年11月議会臨時会議案

目 次

議案第86号	令和3年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第87号	令和3年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算	7
議案第88号	令和3年度新潟市中央卸売市場事業会計補正予算	10
議案第89号	令和3年度新潟市介護保険事業会計補正予算	13
議案第90号	令和3年度新潟市下水道事業会計補正予算	16
議案第91号	令和3年度新潟市水道事業会計補正予算	18
議案第92号	令和3年度新潟市病院事業会計補正予算	20
議案第93号	新潟市給与条例等の一部改正について	21
議案第94号	新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	23
議案第95号	新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	24
議案第96号	市長専決処分について	25

議案第 86 号

令和 3 年度新潟市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 3 年度新潟市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,724 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 405,579,978 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 3 年 11 月 25 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		76,249,608	107,000	76,356,608
	2 国庫補助金	24,014,483	107,000	24,121,483
24 繰越金		532,238	△ 190,776	341,462
	1 繰越金	532,238	△ 190,776	341,462
26 市債		48,472,100	89,500	48,561,600
	1 市債	48,472,100	89,500	48,561,600
歳 入	合 計	405,574,254	5,724	405,579,978

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		995,132	△ 994	994,138
	1 議会費	995,132	△ 994	994,138
2 総務費		42,388,103	425,399	42,813,502
	1 総務管理費	37,974,238	504,399	38,478,637
	2 徴税費	2,477,477	△ 62,534	2,414,943
	3 戸籍住民基本台帳費	1,158,317	9,746	1,168,063
	4 選挙費	369,877	14,237	384,114
	5 統計調査費	121,229	△ 35,272	85,957
	6 人事委員会費	101,600	131	101,731
	7 監査委員費	185,365	△ 5,308	180,057
3 民生費		123,016,735	△ 125,704	122,891,031
	1 社会福祉費	11,308,335	13,739	11,322,074
	2 児童福祉費	45,639,425	△ 90,716	45,548,709
	3 障がい福祉費	23,165,127	△ 37,234	23,127,893
	4 生活保護費	17,517,902	△ 1,269	17,516,633
	5 老人福祉費	25,254,192	△ 9,058	25,245,134
	6 国民年金費	131,754	△ 1,166	130,588
4 衛生費		30,692,553	105,466	30,798,019
	1 保健衛生費	19,946,656	141,988	20,088,644
	2 清掃費	10,745,897	△ 36,522	10,709,375
5 労働費		1,553,440	△ 6,072	1,547,368
	1 労働諸費	1,553,440	△ 6,072	1,547,368
6 農林水産業費		6,136,726	△ 5,642	6,131,084

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 農業費	3,143,170	2,276	3,145,446
	2 農地費	2,810,997	2,581	2,813,578
	3 水産業費	182,559	△ 10,499	172,060
7 商工費		20,585,913	△ 51,377	20,534,536
	1 商業費	18,972,599	△ 46,362	18,926,237
	2 工業費	1,613,314	△ 5,015	1,608,299
8 土木費		55,377,838	△ 4,524	55,373,314
	2 道路橋りょう費	21,583,701	△ 25,085	21,558,616
	3 港湾空港費	623,596	1,384	624,980
	4 都市計画費	27,623,814	23,510	27,647,324
	5 公園緑地費	2,862,868	4,251	2,867,119
	7 建築費	646,383	△ 4,410	641,973
	8 住宅費	1,341,418	△ 4,174	1,337,244
9 消防費		9,985,616	48,865	10,034,481
	1 消防費	9,985,616	48,865	10,034,481
10 教育費		57,954,236	△ 379,693	57,574,543
	1 教育総務費	9,770,757	△ 296,463	9,474,294
	2 小学校費	24,628,343	△ 240,474	24,387,869
	3 中学校費	14,715,083	148,317	14,863,400
	4 高等学校費	1,615,898	△ 15,107	1,600,791
	5 幼稚園費	513,006	△ 9,310	503,696
	6 特別支援学校費	1,442,520	△ 25,949	1,416,571
	7 生涯学習費	2,773,958	15,017	2,788,975
	8 保健給食費	2,494,671	44,276	2,538,947
歳 出	合 計	405,574,254	5,724	405,579,978

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	感染症対策にかかる学校体育館等Wi-Fi整備事業	48,000
	3 中学校費	感染症対策にかかる学校体育館等Wi-Fi整備事業	39,500

第3表 地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校大規模改造事業費	11,400	普通貸借	年5.0%以内 (ただし、	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に	60,500	普通貸借	年5.0%以内 (ただし、	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に
中学校大規模改造事業費	80,000	又は債券発行 (他の地方公共団体と共同発行を含む。)	利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	120,400	又は債券発行 (他の地方公共団体と共同発行を含む。)	利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第 87 号

令和 3 年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度新潟市の国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,875 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 72,829,143 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 11 月 25 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		6,716,055	5,875	6,721,930
	1 他会計繰入金	6,523,505	5,875	6,529,380
歳入	合計	72,823,268	5,875	72,829,143

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,954,324	5,875	1,960,199
	1 総務管理費	1,950,910	5,875	1,956,785
歳 出 合 計		72,823,268	5,875	72,829,143

議案第 88 号

令和 3 年度新潟市中央卸売市場事業会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度新潟市の中央卸売市場事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 0 1 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 2 5 5, 5 4 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		579,464	4,011	583,475
	1 他会計繰入金	559,170	1,203	560,373
	2 基金繰入金	20,294	2,808	23,102
歳入	合計	1,251,536	4,011	1,255,547

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中央卸売市場費		390,105	4,011	394,116
	1 市場費	390,105	4,011	394,116
歳 出 合 計		1,251,536	4,011	1,255,547

議案第 89 号

令和 3 年度新潟市介護保険事業会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度新潟市の介護保険事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 573 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 85,087,746 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 11 月 25 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		13,006,807	573	13,007,380
	1 一般会計繰入金	12,969,907	573	12,970,480
歳入	合計	85,087,173	573	85,087,746

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,620,783	8	1,620,791
	1 総務管理費	1,012,019	△ 52	1,011,967
	3 介護認定調査・審査会費	468,202	60	468,262
3 地域支援事業費		4,040,513	565	4,041,078
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	2,430,550	137	2,430,687
	2 一般介護予防事業費	89,224	△ 20	89,204
	3 包括的支援事業・任意事業費	1,514,642	448	1,515,090
歳 出	合 計	85,087,173	573	85,087,746

議案第90号

令和3年度新潟市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度新潟市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度新潟市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業費	31,025,301	26,702 △18,784	31,033,219
第1項 営業費用	26,531,228	26,702 △18,784	26,539,146

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額13,563,748千円は,」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額13,527,629千円は,」に,「及び当年度利益剰余金処分数額871,057千円」を「及び当年度利益剰余金処分数額834,938千円」に改め,資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	35,549,797	△36,119	35,513,678
第1項 建設改良費	13,726,513	△36,119	13,690,394

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条第1号に定めた金額を次のように改める。

(単位 千円)

科 目	補正前	補正後
(1) 職員給与費	1,516,868	1,488,267

令和3年11月25日提出

新潟市長 中原 八一

議案第91号

令和3年度新潟市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度新潟市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度新潟市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業費	15,493,148	70,715 △90,429	15,473,434
第1項 営業費用	14,511,558	70,715 △90,429	14,491,844

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,853,469千円は、」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,802,859千円は、」に、「,当年度損益勘定留保資金5,161,892千円」を「,当年度損益勘定留保資金5,092,529千円」に、「及び建設改良積立金1,943,274千円で」を「及び建設改良積立金1,962,027千円で」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	12,573,775	△50,610	12,523,165
第1項 建設改良費	9,344,663	△50,610	9,294,053

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条第1号に定めた金額を次のように改める。

(単位 千円)

科 目	補正前	補正後
(1) 職員給与費	2,775,197	2,704,448

令和3年11月25日提出

新潟市長 中原 八一

議案第92号

令和3年度新潟市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和3年度新潟市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度新潟市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 （単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 市民病院事業費用	26,412,123	44,531	26,456,654
第1項 医業費用	25,913,752	44,531	25,958,283

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条第1号に定めた金額を次のように改める。

（単位 千円）

科 目	補正前	補正後
（1）職員給与費	12,268,922	12,306,083

令和3年11月25日提出

新潟市長 中原 八一

議案第93号

新潟市給与条例等の一部改正について

新潟市給与条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年11月25日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市給与条例等の一部を改正する条例

(新潟市給与条例の一部改正)

第1条 新潟市給与条例（昭和32年新潟市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に、「100分の62.5」を「100分の52.5」に改める。

第2条 新潟市給与条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の92.5」を「100分の100」に、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に、「100分の92.5」を「100分の100」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

(新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年新潟市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第4条 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

(新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年新潟市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第6条 新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 9 4 号

新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 新潟市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年新潟市条例第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「1 0 0 分の 1 5 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 3 7 . 5」に改める。

第 2 条 新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「1 0 0 分の 1 3 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 4 5」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 95 号

新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年新潟市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 152.5」を「100 分の 137.5」に改める。

第 2 条 新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 137.5」を「100 分の 145」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 96 号

市長専決処分について

下記事件について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，別紙のとおり専決処分したので報告し，承認を得たい。

令和 3 年 11 月 25 日提出

新潟市長 中原 八一

記

（令和 3 年度分）

専決第 4 号 新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について専決処分書

専決第 4 号

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について専決処分書

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

上記地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 3 年 10 月 22 日

新潟市長 中原 八一

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例（令和 3 年新潟市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

附則を次のように改める。

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 10 月 27 日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和 3 年 6 月 28 日からこの条例の施行の日までの間に行われた潟東ひまわりクラブの利用については、この条例による改正後の新潟市ひまわりクラブ条例の規定により行われたものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。